

2月の休館日

2日(月) 9日(月) 11日(水・祝) 15日(日)  
16日(月) 23日(月)

浪江 in 福島ライブラリー きぼう  
(仮設浪江図書館)

TEL・FAX 024(573)4295

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

- ◆貸出冊数 1人5冊まで
- ◆利用時間 9時～17時
- ※お気軽にご利用ください。



みんなの図書館

読んでみませんか



「破門」  
黒川博行/著  
角川書店2014

2014年直木賞を受賞。  
疫病神シリーズの続編ながら、  
この1冊だけでも十分に楽しめます。  
建築コンサルタントの二宮と  
その筋の男・桑原との掛け合いがなんともおかし  
い、お笑い小説のようなテンポのある作品です。



「虹の岬の喫茶店」  
森沢明夫/著  
幻冬舎2014

心に傷や悩みを抱えた人々  
が引き寄せられるように集  
まる小さな岬の喫茶店…  
女主人の言葉や音楽、美味  
しいコーヒーとともに癒され立ち直ってい  
く心温まる物語です。



「使いきる。～有元葉子の整理術～」  
有元葉子/著 講談社2013

いつも自分が本当に望んだ通りの住空間が与えられてい  
るわけではない。でもその空間を自分なりに精一杯美し  
く使っていると、より良い空間が次に待っている。  
気持ちよく暮らすための整理術です。

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの方のおむつ代、③障がい者控除として所得税法上の障がい者と同認定された要介護認定者の方がいる場合などについては、所得税控除の対象となります。

①社会保険料控除  
平成26年1月から12月の浪江町介護保険料は減免になっているため、浪江町に住所を有する65歳以上の方で該当する方はいません。

②医療費控除  
介護保険サービス(居宅サービスや施設サービス)利用料等のうち、医療費控除の対象となるものは、「医療費控除対象額」と領収書に記載されているものです。

●おむつ代の取扱  
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。

▽対象者  
おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な方

▽必要書類  
《初めて控除を受ける方》  
●領収書  
●医師が発行する「おむつ使用証明書」

※証明書様式は介護係にあります。  
《2年以降の方》  
●領収書

介護保険と確定申告のしくみ

●「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」でも可  
※申請が必要です。

③障がい者控除  
65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方は、障がい者控除を受けられる場合があります。

▽対象者  
65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5の認定を受けている方のうち、要件に該当する方。  
(要件とは要介護認定に際し、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります)

▽基準日  
所得控除対象年の12月31日  
(被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日)

▽手続方法  
《浪江町役場町民税務課で申告する場合》  
●「障がい者控除対象者認定書」の申請手続きが必要です。  
●申請書が必要な方は介護係にご連絡ください。(ダウンロード可)

●「障がい者控除対象者認定書」は申請書を審査し発行します。手続きは余裕をもって行うようお願いいたします。

TEL 0243(62)0172  
問 介護福祉課介護係

所得税確定申告  
住民税申告の相談

問 町民税務課課税係 TEL 0243(62)4735

所得税確定申告および住民税申告の相談を実施します。平成22年分から25年分の震災特例による申告納付等の延期も3月末日までですので、必ず申告するようにしてください。  
また、遠方に避難し、来場できない方は最寄りの税務署にご相談ください。

昨年は出張して申告を受け付けましたが、出張受付の前後は会場の準備・移動のため、やむを得ず受付を休まなければならないことや、全国の税務署でも申告ができること等から、今年は二本松事務所のみ受け付けます。二本松事務所にお越しになれない方は、下記の県内税務署が開設する申告会場や全国の税務署の申告会場をご利用ください。

浪江町の申告相談スケジュール

月日	受付時間	受付会場		
2月16日(月)	9時～15時	二本松事務所		
2月17日(火)				
2月18日(水)				
2月19日(木)				
2月20日(金)				
2月21日(土)	申告休み			
2月22日(日)	9時～15時	二本松事務所		
2月23日(月)				
2月24日(火)				
2月25日(水)				
2月26日(木)				
2月27日(金)	申告休み			
2月28日(土)	9時～15時	二本松事務所		
3月1日(日)				
3月2日(月)				
3月3日(火)				
3月4日(水)				
3月5日(木)				
3月6日(金)				
3月7日(土)			申告休み	
3月8日(日)				
3月9日(月)				
3月10日(火)				
3月11日(水)				
3月12日(木)				
3月13日(金)				
3月14日(土)				
3月15日(日)				
3月16日(月)				

福島県内の税務署の確定申告相談会場

土・日・祝日は除きます。また、申告受付時間は各税務署にお問い合わせください。  
電話による相談と予約は、自動音声に従って「0」番を選択してください。電話の受付は平日の午前9時から午後5時までです。  
下表開設期間以外の申告相談については、各税務署で行います。

税務署	確定申告相談会場	開設期間	電話番号
福島税務署	福島卸商団地 ウィル福島 (福島市鎌田字卸町10-1)	2月2日から 3月16日まで	024 (534)3121
会津若松税務署	会津アピオ内 アピオスペース (会津若松市インター西90)	2月2日から 3月16日まで	0242 (27)4311
郡山税務署	南東北総合卸センター (郡山市喜久田町卸一丁目1-1)	2月2日から 3月31日まで	024 (932)2041
いわき税務署	イトーヨーカドー平店 (いわき市平6-6-2)	2月2日から 3月31日まで	0246 (23)2141
白河税務署	白河市産業プラザ人材育成センター (白河市中田140)	2月2日から 3月16日まで	0248 (22)7111
須賀川税務署	須賀川市産業会館 (須賀川市花岡34-2)	2月2日から 3月16日まで	0248 (75)2194
喜多方税務署	喜多方税務署内 (喜多方市字花園38)	2月2日から 3月16日まで	0241 (24)5050
相馬税務署	相馬市 振興ビル6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16)	1月26日から 3月31日まで	0244 (36)3111
	南相馬市 ビアフレスコ内 (南相馬市原町区北原字境堀225)	1月26日から 3月31日まで	
二本松税務署	二本松市市民交流センター (二本松市本町2-3-1) ※駐車場有料	1月19日から 3月16日まで	0243 (22)1192
田島税務署	田島税務署内 (南会津郡南会津町田島字寺前甲2939-2)	2月6日から 3月16日まで	0241 (62)1230

ご持参いただく書類等

印鑑(認印可、シャチハタ不可)を忘れずにお持ちください。申告により所得税の還付が発生する場合がありますので、ご本人の口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等)もお持ちください。  
自宅や家財の雑損控除を申告している方は、平成22年から25年分の申告書の控えをお持ちください。  
会社等で年末調整している方で、その収入と所得控除に変更がない方は確定申告をする必要はありません。

	項目等	必要書類
収入金	給与	源泉徴収票(原本)
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	白色申告者…収支の内訳(各合計)がわかるもの
	事業・農業	
賠償金等	不動産	種類に応じた支払通知書
	配当	
	給与	
控除	事業・営業等	東京電力による各賠償額の合意日、金額等が分かる明細書
	事業・農業	
	不動産	
生命保険料控除	生命保険料控除	会社等が発行する確定申告用の証明書(原本)
	地震保険料控除	